

電子委任状法施行状況検討会 第2回

# 電子委任状法の施行状況について（第2回）

2023-09-27 デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

# 目次

1. アンケート実施結果・進捗報告
  1. 認定電子委任状取扱事業者アンケート
  2. 電子委任状検証者アンケート
2. 地方自治体における電子委任状の利用状況
  1. 行政機関に対する電子申請等の手続における電子委任状の普及
  2. 地方自治体の申請における代理
  3. 調査の目的・内容
  4. 調査結果
  5. 地方自治体における電子委任状利用の状況と課題の整理

# 1. アンケート実施結果報告

# 認定電子委任状取扱事業者アンケート：概要

対象者：認定電子委任状取扱事業者全6社

## 1. 電子委任状の利用状況に関する事項

- 現在利用可能な手続について
- 把握している電子委任状の活用形態について

## 2. 今後の利用拡大に関する質問

- 現在の利用用途における普及の阻害要因
- 現在の利用用途以外で、利用・活用が期待される用途  
(及び、技術的・制度的な解決の結果、新たに考えられる利用形態・用途について)
- 現在の利用用途以外における、利用拡大の阻害要因
- その他、制度面での要望

# 認定電子委任状取扱事業者アンケート：結果報告

## 電子委任状の利用状況に関する事項

1. 現在発行する電子委任状の利用用途（利用できる手続きや行為）について記載してください。（選択回答）

電子委任状の利用用途	委任者記録ファイル方式	事業者記録ファイル方式	電子証明書方式	(事業者数) 合計	(事業数) 合計
国税庁・e-Taxに対する代理権事項	0	0	5	5	5
地方税公共共同機構・eLTAXに対する代理権事項	0	0	5	5	5
デジタル庁・GEPSに対する代理権事項	1	2	4	5	7
その他の代理権事項	0	0	0	0	0

2. e-Tax、eLTAX、GEPS以外での電子委任状利用について、どの様な利用が行われているか把握されていたら教えてください。（自由記述回答）

回答の趣旨	回答数（事業者数）
把握していない	4
利用なし	2

### 回答「把握していない」の例

- 電子委任状として発行後に、電子委任状取扱業務として利用者がどのように活用するかは判明しないため。

# 認定電子委任状取扱事業者アンケート：結果報告

## 今後の利用拡大に関する質問

1. 電子委任状について、現在の利用用途の普及を阻害する要因があれば、記入してください。

(自由記述回答)

### • 電子委任状を利用する理由に難があるとするご意見

- ① 利用者に、電子申告・申請にあたって、①法人の代表者の電子証明書の電子署名で手続きをすること（代表者名義であれば原則全手続が可能）と、②委任手続きを行ったうえで委任を受けた者の電子署名で手続きを行うこと（委任を受けた項目のみ手続きが可能）の作業・費用コストの面でメリットが感じられていないことによるもの。
- ② 代理権について、多くの人が「代表者の証明書を取得して、それを担当者が使用すれば良いのでは」と考えているのだと思われる。（電子署名法上問題がある運用であるが、電子証明書の運用の実情として、そのような暗黙、エビデンスの無い委任が行われているケースが多いと考えられる。）
- ③ 印鑑管理規定を定めているような企業でないと、代表者以外の社員に代表者の電子証明書を使用させることに不安を感じる事が無く、電子委任状の必要性を感じていないと思う。
- ④ 利用者にとって、紙と比較した利便性を感じてもらう必要がある。

### • 電子委任状の利便性に難があるとするご意見

- ① 法人登記情報との連携ができていない。
- ② 登記事項証明書又は代表者印の印鑑証明書を確認する必要があり、事業者の事務処理に時間を要する場合がある。
- ③ 一部の方式において、個人のマイナンバーカード、代表者のマイナンバーカードを利用すること。
- ④ 電子証明書型電子委任状の委任項目の変更は、電子証明書の再発行となるため、手続きの工数、費用、日数等の負荷が高くなり、頻繁に委任項目に変更がある企業における阻害要因となっていると考えられる。

### • 電子委任状の導入に難があるとするご意見

- ① 電子委任状の受け手側もインターフェースの開発を行う必要がある。

# 認定電子委任状取扱事業者アンケート：結果報告

## 今後の利用拡大に関する質問

2. （電子契約に利用可能な電子委任状の発行を行っている事業者のみ）電子契約について、普及を阻害する要因があれば、記入してください。また、今後、電子委任状、電子署名を含む電子契約全体の利用を増やすために国が行うべき取組みがあれば、記入してください。（自由記述回答）

- ① 対応システムが少ない。
- ② 電子契約においては、事業者署名型（立会人型）も許容されているため、費用や管理負担のかかる当事者型電子署名（個人名義の電子証明書、電子委任状を含む）の需要も限定的になっていると感じる。そのような中で、電子委任状対応のためベンダー、サービス提供者側において提供の準備、システム改修の負荷を負うことは難しい。
- ③ 現状の電子証明書方式においてははやむを得ないが、新たに代理権を委任されても、既存の電子証明書に代理権を追加することができず、新規に電子証明書を発行しなおす必要がある。
- ④ これまでの紙の契約書では、明確な規定が無くとも、登録印・角印・割り印等の使用が商習慣として確立されてきた。しかし、電子契約には、まだその様な商習慣の共通認識が無く、どのような基準を満たせば、何を（電子署名等）を行えば一般に認められる契約書となるのかが不明瞭で、保存方法（タイムスタンプ等の要否）についても確立されてきていない。これを明確化するためのガイドライン等を提示して頂けると、普及の後押しになる。
- ⑤ 契約において、委任状が必要な制度の検討を行ってほしい。
- ⑥ 電子契約に関する権限の検討を行ってほしい。
- ⑦ 電子署名法の認定認証業務としてGPKIブリッジ認証局と相互認証をしている認証局から発行している電子証明書で行った電子署名は、対政府、対地方自治体では意味があるものの、民間相互の電子契約においては、署名検証が簡単に行えない課題がある。民間相互においては、AATLに掲載されているか否かが重視されるため、認定認証業務を行う認証局がAATLに掲載されるような国のサポートをお願いしたい。

# 認定電子委任状取扱事業者アンケート：結果報告

## 今後の利用拡大に関する質問

3. 電子委任状について、現在の利用用途以外で、今後、利用・活用が期待される用途があれば、記入してください。（例：銀行・法人口座の開設、監査の効率化への活用等の法人等組織における行為）

また、電子証明書方式の場合のリモート署名への対応等、何かに対応・解決すると、新たにこのような利用・用途が考えられるといったものがあれば、同様に記入してください。

- ① 民間同士の電子契約に、電子証明書方式により肩書に基づいた属性の電子署名を実施する。また、簡易な申込書や発注書等への電子署名の実施。
- ② 契約の権限（契約の責任者）を明確化し、監査の効率化、悪用防止、コンプライアンス遵守に繋げる。
- ③ 法人（に属する担当者）の本人確認用途。
- ④ 肩書による代理権の確認、包括的代理権に関する整理が行われると良い。
- ⑤ 地方自治体における各種申請、入札、契約への電子委任状の利用。
- ⑥ e-Tax、eLTAXにおける委任者記録ファイル方式、事業者記録ファイル方式への対応。

# 認定電子委任状取扱事業者アンケート：結果報告

## 今後の利用拡大に関する質問

4. 電子委任状の現在の利用用途以外での利用拡大を阻害する要因があれば、記入してください。

回答の趣旨	回答数（事業者数）
阻害要因なし	2
阻害要因あり	4

### 回答「阻害要因あり」の例

- ① 代理申請における電子委任状利用において、システムが、委任者と受任者が離れている場合の委任登録に対応していないことが多いこと。
- ② 電子委任状の知名度、利用価値がまだまだ知られていないのではないかと。普及促進の積極的な広報、宣伝活動が必要。
- ③ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、GビズIDと民間サービスとの連携が検討されている。また、各府省庁における認証・署名機能の利用について「法人の電子認証については、GビズID」を原則とするとされている。民間サービス各社が求める本人確認レベルに応じて、GビズIDと電子委任状の住み分けが行われ、各府省庁における電子認証においても、電子委任状が認められなければ、利用拡大、ビジネスとして成り立たせることは難しい。
- ④ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、法人の電子署名について、「商業登記電子証明書、特定認証業務として認定された民間認証局の電子証明書」を原則とするとされている。法人の代表者より委任を受けた社員が使用する電子証明書については、マイナンバーカードではなく民間認証局の電子証明書を用いると整理されると良い。
- ⑤ 電子申請における電子認証（ID・パスワード）と電子署名の利用場面の整理が必要。
- ⑥ 国や特に地方自治体において、まだ紙で実施されている契約、電子申請が行えない手続が多く残っていること。
- ⑦ 電子証明書方式の電子委任状について、対応する政府側システムの増加や代理権の追加があるごとにCPの改定やシステム改修が発生するため、開発費用が増大しないか心配。また、利用者においても再発行の負担がある。

# 認定電子委任状取扱事業者アンケート：結果報告

## 今後の利用拡大に関する質問

5. その他、制度面等での要望があれば、記入してください。

- ① 2022年4月に、電子認証局会議よりデジタル庁、法務省へ「法人代表者確認API（仮称）」の提案を行っている。商業登記規則の改正自体が、継続検討となっていると承知しているが、制度・システムとして対応頂けると、電子委任状の作成コスト・時間が利用者・CAともに軽減され、電子委任状の利活用に資すると思う。
- ② 委任行為が特定される場合、有効期間を不要として欲しい。
- ③ 電子証明書型の電子委任状において、委任事項の変更による（委任事項以外の変更はない）再発行の場合に、再発行手続きの簡素化を行ってほしい。
- ④ マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用して、委任者記録ファイル方式により作成した電子委任状には、署名用電子証明書が含まれているが、公的個人認証法第63条第1項の規定により、署名用電子証明書の提供が行えないため、これを直接受け渡しすることができない。この点が改善すれば、利便性、利用者の利用範囲も拡大すると思われる。
- ⑤ 肩書、包括的代理権による電子契約の整理や制度。
- ⑥ 電子証明書方式の電子委任状について、対応する政府側システムの増加や代理権の追加があるごとにCPの改定やシステム改修が発生するため、委任関係については政府側システムで保持した上で連携する形とできると良い。

## 電子委任状検証者アンケート：進捗

- ヒヤリングによる聞き取りを併用しつつ現在実施中。
- 第3回検討会において報告予定。
- システムの仕様上電子委任状の利用統計データを収集できない検証者（本人による申請と委任による申請を区別せずに電子証明書の検証を行っているシステム等）が多く、本調査においては、検討の役に立つデータを得られない可能性がある。

## **2. 地方自治体における電子委任状の利用状況**

# 行政機関に対する電子申請等の手続における電子委任状の普及

- 電子委任状の普及を促進するための基本的な指針において「行政機関に対する電子手続等の手続」における電子委任状の利用の促進を行うこととしている。
- 行政機関に対する電子申請における電子委任状利用については、現在、e-Tax、eLTAX等において電子委任状の利用が可能。
- 地方公共団体における電子委任状の普及について、今後の取組みを検討するために必要な情報を得るため、アンケート・ヒヤリング調査を実施。

## 電子委任状の普及を促進するための基本的な指針 第1の2（抜粋）

### 第1 電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項

- 2 電子委任状の利用により本人に代わって電子的に手続を行う者の代理権の簡易かつ確実な証明が可能となることで手続のオンライン化が推進される手続としては、例えば、次のようなものが想定され、デジタル庁は、関係省庁や地方公共団体、関係機関等（以下「関係者」という。）と協力し、これらの手続における電子委任状の利用を推進し、「デジタルファースト」の早期実現を目指すものとする。

- 一 企業間で行われる電子契約、申込み等の手続
- 二 国及び地方公共団体の調達における電子入札等の手続

### 三 行政機関に対する電子申請等の手続

## (参考) 地方自治体における電子委任状導入の経緯

- 「e-Japan戦略（平成13年1月）」 「e-Japan重点計画（平成13年3月）」を受けた、平成14年度の年次プログラムである「e-Japan2002プログラム（平成14年度IT重点施策に関する基本方針（平成13年5月31日IT戦略本部決定）」において、電子政府・電子自治体の着実な推進を図るため、行政の情報化及び公共分野の情報通信技術の活用を推進するとされた。
- この課題を解決するため、特別認可法人情報処理振興事業協会（現在の独立行政法人情報処理推進機構：IPA）が「平成13年度電子政府行政情報化事業（オンライン制度的課題への対応）」の委託調査を実施。（受託者：財団法人ニューメディア開発協会（現一般社団法人ニューメディア開発協会））
- 財団法人ニューメディア開発協会が「代理申請に関する制度的・技術的課題研究会」を設置（事務局：株式会社三菱総合研究所）し、代理申請に関する課題を整理。成果を上記事業の一部（「代理申請のあり方に関する調査研究」部）に反映。
- 情報システムベンダー各社が上記整理やをもとに代理申請に関する機能を導入。
- 代理申請機能を含む情報システムを自治体が採用。
- 現在でも複数の情報システムベンダーの地方自治体向けシステムにおいて代理申請、電子委任状機能が利用可能。

# 地方自治体への申請における代理

## 住民が行う申請（CtoG）

- マイナポータルの代理機能による申請（個人間の委任、士業への委任）
- 独自システムの**電子委任状**、代理申請機能の利用による申請（個人間の委任、士業への委任）

## 企業（の代表者）が行う申請（BtoG）

- 独自システムの**電子委任状**、代理申請機能の利用による申請（**社員等への委任**、士業への委任）

# 調査の目的・内容

## 目的

- 地方自治体における電子委任状利用状況を把握し、今後の電子委任状普及に向けた議論に役立てるため。

## 調査内容

### • 対象

- 現在電子委任状機能が利用できると確認できた3自治体
- 同システムを提供している情報システムベンダー1社（2社）
  - 自治体へのヒヤリング中に判明した1社について、追加で調査中。後日HP掲載資料に反映予定

### • 方法

- 電話／メールによる質問票への回答、ヒヤリングの実施

### • 質問内容

- 導入経緯、利用状況、利用者（住民等）意見、利用者（窓口担当者）意見、国への要望 について

# 調査結果：各自治体における導入の経緯・利用状況について

## 導入経緯

1. 導入当時の経緯は不明（自治体）
2. 情報システムベンダーのシステム導入時に、電子委任状機能が存在したため導入（自治体）
3. 積極的に検討を行い導入（障がい者の家族や事業者が行う代理申請があるため）（自治体）

## 利用状況

1. 導入しているがほとんど利用はない（自治体）

## 調査結果：利用者からの声等

1. 利用数が少ないため、特に意見を受けていない（自治体）
2. 行政書士会より代理申請の状況についての問合せを受けた（自治体）
3. 行政書士から、代理申請の機能の実装を要望された（情報システムベンダー）
4. 士業でない者が業として代理申請をすることが無いよう、注意の記載を求められた（情報システムベンダー）

# 調査結果：国への要望等

1. 代理申請に関する基本的な考え方のような資料が無い。行政書士等の職印の取扱いの明確化や、電子委任状法に準拠した申請のあり方等の資料が充実すると代理申請が行われる手続のデジタル化の一助になるのでは。（自治体）
2. 代理申請・電子委任状の仕組みを導入する際、（各種申請ごとの）法律に適合するような電子委任状の標準フォーマットや標準的なフロー（委任範囲、委任期間に応じた制限、代理人の変更後も申請し歴が確認できるようなアカウント制御、行政書士が代理人となる場合の資格確認方法等）が示されるとシステム構築の一助になると思う。（自治体）
3. 委任関係の確認や本人確認について、申請者・代理人ともにアカウント登録を実施し申請者による委任申請・代理人承認を必要とする手続、代理人が委任状を作成し委任者が承認するだけで足る手続、行政書士であることが確認できれば足る手続等、より簡易・便利な機能を利用できる部分の整理が実施されると良い（自治体）
4. 電子委任状を求めるべき手続きとそうでない手続きの線引きがはっきりしていない。窓口で委任状を不要としている申請は電子でも電子委任状は不要と考えるが、本人確認の課題等がある。（自治体）
5. 法定代理や親族に関する代理について、自治体内で委任関係が確認できれば手続きが簡略化できる可能性がある（情報システムベンダー）

# 地方自治体における電子委任状利用の状況と課題の整理

1. 「代理申請・電子委任状機能」自体は、多くの情報システムベンダーの地方自治体向けシステムに搭載されているため、多数の自治体で利用可能な状態にある。
2. 紙の申請の電子化にあたり、どの手続ではどのような（代理人の）本人確認、どのような委任関係の確認を実施すべきかの基準、参考が不足しており、一部のわずかな手続きにおいてのみ利用可能な状態となっている。
3. 一部の申請でしか利用ができない「代理申請・電子委任状機能」機能の知名度は低く、ほとんど利用されていない。
4. 行政書士より、代理申請を行うための機能の実装を求められている自治体が多数存在する。
5. 電子委任状法は、基本指針において「**行政機関に対する電子申請等の手続**」における電子委任状の利用を推進しているが、電子委任状法第2条における電子委任状の定義では、このうち「**企業（の代表者）が行う申請（BtoG）**」のみが対象となっている。
6. しかし、地方自治体システムにおける「代理申請・電子委任状機能」機能は、「**企業（の代表者）が行う申請（BtoG）**」と「**住民が行う申請（CtoG）**」が機能的に区別されていないものが多い。

# デジタル庁

Digital Agency